

平成 25 年 10 月 1 日現在

申請者・設計者 各位

一般財団法人 日本建築総合試験所
性能評定課

～～ 時刻歴建築物の性能評価における最新情報のご提供 ～～

■【認定情報】国交省申請期間について(7月から9月に認定書が交付されたものの実績)

国交省申請後、新規は1.5か月から2か月程度(実績:52日～56日)、軽微な変更は1か月程度(25日～44日)の期間が必要です。

最近、軽微な変更は、3週間程度で、認定書が交付されるようになってきました。

申請する際は、余裕を持ったスケジュールとなるよう、ご計画ください。

■【イベント】情報交流・構造技術セミナーについて

今般、「実務者を対象にした情報交流・構造技術セミナー」を開催いたします。

第1回目となる今回は、広島大学名誉教授 富永晃司先生、京都大学名誉教授 河井宏允先生をお招きし、設計する上で有益となる情報をご提供いただきます。

詳細は、別紙を参照してください。

日時：平成 25 年 11 月 21 日 (木) 13:30～17:30 (13:00 受付開始)

会場：一般財団法人 日本建築総合試験所 大阪事務所または東京事務所
ホームページやメール等でのご案内は、10月7日頃を予定しております。

■【お知らせ】受付委員会での設計者説明について

- ・計画変更の案件

時刻歴応答解析を行わない場合、変更内容につきましては、事務局より説明いたします。なお、時刻歴応答解析を行う場合は、これまで通り、設計者が受付委員会にご出席いただき、ご説明ください。

- ・委員会での説明の方法

原則として、設計者がGBRC大阪事務所にて、説明していただくこととなっております。ただし、設計者のご希望及び申請案件の難易度等により、ネット会議システムの利用も可能ですので、ご相談ください。

■【お知らせ】各種打ち合わせについて

様々な打ち合わせにおきましても、ネット会議システムを利用して行うことができます。遠方の設計者の方々などに、大変好評を得ておりますので、お気軽にお申し付けください。

■【解説】建築物における天井脱落対策に関する告示について

建築物等の更なる安全性を確保するため、建築物における天井及びエレベーター等の脱落防止措置に関して、建築基準法施行令の改正や、関係告示の制定及び改正等が行われ、平成26年4月1日から施行されます(平成25年7月12日、8月5日公布)。

下記、ホームページに情報提供がございます。

(1) 国土交通省のホームページ

◇http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000053.html

(2) 一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページ

◇<http://www.seinokyo.jp/tenjou/>

◎大臣認定建築物の取扱いについて

- ・既に大臣認定を受けた建築物や3月末までに大臣認定取得見込みの建築物
4月1日以降、大臣認定を取得していても、特定天井に関して、既存不適格建築物となります。
特定天井以外で設計変更等が生じる場合には、その手続きの際に、特定天井に関しても現行法に適合するよう、【計画の変更(軽微な変更ではない)】として、対応していただく必要があります。
- ・性能評価中ならびに性能評価取得予定の建築物
4月1日以降に着工する場合、現行法に適合しておく必要があります。
事前に検討しておくことをお勧めいたします。
また、その後、設計変更が生じる場合は、再度、認定を取得していただくこととなります。
個別案件につきましては、お気軽に、ご相談・お問い合わせください。

■【解説】建築物の耐震改修の促進に関する法律について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の関係告示の制定及び改正等がされる予定(平成25年10月公布、平成25年11月25日施行予定)となっています。

不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断が義務付けされます。また、耐震診断義務付け対象建築物の診断を行うには、建築士の資格を有し、かつ講習の受講が必要となります。

問い合わせ先：性能評定課 (担当：岩佐・野村・白山)

TEL：06-6966-7600

【お知らせ】建築構造性能評価委員会の開催について

4月からの委員会

■新規・計画の変更

委員会を月2回(第2、第4火曜日)開催しています。

10月は、8日(まだ間に合います)、22日、11月は12日、26日の開催です。

原則として、受付委員会から報告委員会までの審査期間は1ヶ月です。

■軽微な変更(委員会での設計者の説明は不要です)

随時、申請を受け付けます。

申請から性能評価書の発行までの標準期間は3週間です。

以前から導入していること

■資料の電子化(ペーパーレス)

委員会に提出していただく紙資料の部数について、受付時は4部、報告時は1部のみの提出とし、紙資料を削減しています。

■構造計算書の提出時期

構造計算書の提出時期を、受付委員会後(報告委員会の2週間前)にするなど、各資料の提出時期について、柔軟に対応しています。

一般財団法人 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 性能評定課

TEL : 06-6966-7600 FAX : 06-6966-7680 E-MAIL : seinou@gbrc.or.jp

http://www.gbrc.or.jp/contents/building_confirm/minister_authorization/high_building.html

【お知らせ】四国での建築確認・検査も GBRC へお任せ

四国 4 県の区域でも 7 月 1 日より建築確認・検査の業務を行います

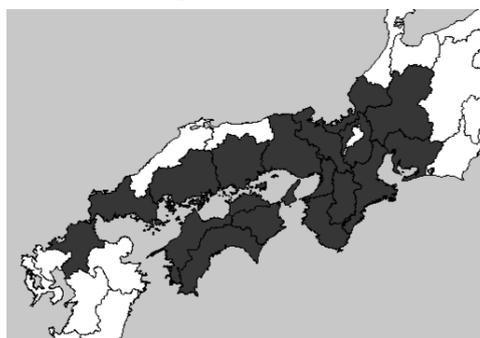
なお、住宅性能評価等の業務は 7 月 16 日より開始

現在の業務区域

福井県、岐阜県、愛知県、三重県、
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
和歌山県、岡山県、広島県、山口県、福岡県の全域

増加する業務区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の全域



業務内容

- ・ 建築確認、検査
- ・ 住宅性能評価
- ・ 住宅金融支援機構の適合証明業務
(フラット 35)
- ・ 低炭素建築物新築等計画に係る
技術的審査
- ・ 長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査
- ・ 21 世紀都市居住緊急促進事業に係る
技術評価

主な対象建築物等

- ・ 延べ面積が 2000 m²を超える建築物
- ・ 高さが 31m を超える建築物
- ・ 免震建築物
- ・ 建築防災計画評定を受けた建築物
- ・ 建築技術安全審査を受けた建築物及び工作物
- ・ 避難安全検証法、耐火性能検証法、
限界耐力計算などにより設計された建築物
- ・ 国土交通大臣の認定を受けた建築物及び
工作物

GBRCならワンストップでお引き受け

性能評価及び建築防災評定 から 建築確認・検査
並びに 住宅性能評価、フラット 35 及び低炭素建築物認定等の適合証の交付まで
ワンストップでお引き受けいたします。

お問合せ先

一般財団法人 日本建築総合試験所 建築確認評定センター 建築確認検査課

TEL : 06-6966-7565 FAX : 06-6966-7680 E-MAIL : kakunin@gbrc.or.jp

http://www.gbrc.or.jp/contents/building_confirm/confirm_inspection/confirm_inspection.html